

政令番号216 N,N-ジメチルアニリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成28年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						1.1E+3	1,100.0	1,100.0
8	茨城県						1.0E+4	10,000.0	10,000.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県						1.3E+3	1,300.0	1,300.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	1.9E+0			1.9		7.2E+1	72.4	74.3
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県	2.4E+0			2.4		3.8E+3	3,800.0	3,802.4
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府	1.8E+1			18.0	2.0E-1	1.2E+2	120.2	138.2
27	大阪府								
28	兵庫県						1.5E+1	15.0	15.0
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1	2.0E-1	5.0E+2	500.2	500.3
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						6.0E-1	0.6	0.6
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		2.2E+1			22.4	4.0E-1	1.7E+4	16,908.4	16,930.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。